

# 事業報告書

(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人新風会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南1丁目1番地7ジェノバビル2F
- (3) 設立認可年月日 平成15年3月3日
- (4) 設立登記年月日 平成15年3月25日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	パール歯科	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南 1丁目1番地7ジェノバビル2F	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 1月19日 令和2年度決算の決定

令和4年11月19日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

医療法人 新風会

※医療法人整理番号

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南1丁目1番地7ジェノバビル2F

貸借対照表

(令和4年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,711	I 流動負債	1,170
II 固定資産	2,931	負債合計	1,170
1 有形固定資産	378		
2 無形固定資産	153	純資産の部	
3 投資等	2,400	科目	金額
		I 出資金	9,000
		II 積立金	△ 2,528
		純資産合計	6,472
資産合計	7,642	負債・純資産合計	7,642

医療法人 新風会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南1丁目1番地7ジェノバビル2F

損 益 計 算 書

(自 令和 3年12月 1日 至 令和 4年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	15,084
2 事業費用	16,691
本来業務事業損失	1,607
事業損失	1,607
II 事業外収益	1,000
経常損失	607
税引前当期純損失	607
法人税等	70
当期純損失	677

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

医療法人 新風会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南1丁目1番地7ジェノバビル2F

財 産 目 録

(令和4年11月30日現在)

1. 資 産 額	7,642 千円
2. 負 債 額	1,170 千円
3. 純 資 産 額	6,472 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,711
B 固 定 資 産	2,931
C 資 産 合 計 (A+B)	7,642
D 負 債 合 計	1,170
E 純 資 産 (C-D)	6,472

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

885

法人名 医療法人 新風会

所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南1-1-7ジエ/パビノ2F

※医療法人整理番号

## 関係事業者との取引の状況に関する報告書

### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監事監査報告書

医療法人 新風会  
理事長 茂木 眞珠美 殿

私は、医療法人新風会の令和3年会計年度（令和3年12月1日から令和4年11月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年1月21日

医療法人 新風会

監事 根崎 達也